

介護保険 居宅介護（予防）住宅改修費の支給について

- 1 対象者
要支援1・2または要介護1～5と認定された方
- 2 支給対象となる住宅改修の種類（詳しくは別紙をご覧ください。）
 - ①手すりの取付け
 - ②段差の解消
 - ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - ④引き戸等への扉の取替え
 - ⑤洋式便器等への便器の取替え
 - ⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
- 3 支給限度基準額
要支援、要介護状態区分にかかわらず20万円。
- 4 申請方法等
 - (1) 事前審査（※改修に掛かる前に次の書類を介護保険課に提出してください。）
 - ①介護保険住宅改修事前審査票兼承認通知書（償還払又は受領委任払のいずれか）
 - ②住宅改修理由書
 - ③工事費見積書
 - ④改修前の状態が確認できる写真（日付の入ったもの）
 - ⑤住宅の所有者の承諾書
 - ⑥住宅改修箇所を示す平面図

※事前審査により、内容が承認されたものについては承認通知書を送付します。その後、改修に着手してください。改修完了後、介護保険課の窓口に支給申請してください。

※受領委任払制度は、受領委任払登録事業者として和歌山市に登録している施工業者のみ利用できます。登録していない場合は、償還払制度を利用してください。

- (2) 支給申請（※改修完了後、次の書類を介護保険課に提出してください。）
 - ①介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（償還払又は受領委任払いのいずれか）
 - ②工事費内訳書
 - ③領収証
 - ④改修後の状態が確認できる写真（日付の入ったもの。改修中の写真が必要な場合有り。）
 - ⑤承認通知書（写しでも可）

※事前申請時に償還払で承認を受けている場合は事後申請も償還払、受領委任払で承認を受けている場合は事後申請も受領委任払で申請してください。

公金受取口座を利用して振込を希望される場合、別途添付書類が追加で必要となります。

- 5 支給について（利用者の負担割合が1割の場合）
 - (1) 償還払の場合
利用者が対象工事費の全額を立て替え払いし、後日、支給限度基準額内で対象工事費の9割を本人又はご家族の方の口座に振込みます。
 - (2) 受領委任払の場合
利用者が対象工事費の1割分を受領委任払登録事業者に支払い、後日、支給限度基準額内で対象工事費の9割を受領委任払登録事業者の登録口座に振込みます。

6 その他注意事項

居宅介護（予防）住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅介護（要支援）被保険者が現に居住する住所地の住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護（要支援）被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要とみとめられる場合に限り支給されます。

また、事前審査における承認前に着手された場合は、支給の対象となりませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

和歌山市介護保険課給付班 電話 073-435-1190（直通）